

奈良県告示第四百八十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、大和都市計画道路を次のとおり変更した。

その関係書類は、奈良県土木マネジメント部まちづくり推進局地域デザイン推進課都市計画室及び奈良市都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十九年三月十七日

奈良県知事 荒井正吾

変更に係る都市計画の種類及び名称並びに都市計画を定める土地の区域

種類及び名称	土地の区域
大和都市計画道路 三・四・一二八号 大安寺柏木線	奈良市八条二丁目、八条三丁目、八条四丁目、八条五丁目、 大安寺西二丁目、大安寺西三丁目、八条町及び柏木町